四街道市消防オープンイノベーション実施要綱

令和７年４月１日

(目的)

第１条　消防広報業務に関する新たな知識、技術やアイデアを取り入れるため、市民、企業、大学などと連携して共に考え、進化し、消防・救急に関する教育の質の向上を図ること、また、市民等の求めに応じた教育を展開し、地域全体の災害対応力を強化するとともに、新たな災害予防策を創出する。

２　未来を担う子どもたちを対象に、消防・救急に関する教育の充実を図り、体験学習を通じて生き抜く力を育成する。

３　「学び・体験・実践」を一本化させた取組みを通じて、市民等が社会や職業への理解を深め、実践的なスキルと意識を育むこと、また、将来のキャリア形成や地域貢献への意識を高めることを目的とする。

(名称)

第２条　本事業の名称は、消防オープンイノベーション(以下「イノベーション」という。)とする。

（講座）

第３条　イノベーションの講座は、[次の各号](https://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)とする。

　⑴　消防職員が出張してもしくは、市民等が消防署へ来署して実施する講座をアクティブ・ラーニング（Active learning）（以下「アクティブ」という。）とする。

⑵　市内の小学生が授業（社会科教育）の一環として、消防職員の仕事を学ぶ講座をフィールド・トリップ（Field trip）（以下「フィールド」という。）とする。

⑶　市民等が消防署へ来署し、消防士の仕事を体験する講座をエクスペリエンス・ラーニング（Experience learning）（以下「エクスペリエンス」という。）とする。

(対象)

第４条　アクティブ及びフィールドの受講対象者は、５人以上の者で構成された団体、又は市内に関係のある者、本市消防に関心のある者とする。

２　エクスペリエンスの受講対象者は、学校教育法に基づく学校（以下「大学等」という。）に在籍する者、又は在籍した経歴のある者とする。

(内容)

第５条　イノベーションの内容は、消防業務に関するものとし、消防長が別紙１に定める。

(開催日時及び場所)

第６条　イノベーションの開催日時については、[国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)](https://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日を除くものとする。

２　アクティブ及びフィールドの開催日時は、１講座につき午前９時から午後５時までの間の連続した２時間以内とする。

３　エクスペリエンスについては、２時間を超えた受講も認める。

４　アクティブ及びフィールドの開催場所は、市内に限るものとし、イノベーションを受講しようとする団体等の責任においてこれを確保するものとする。ただし、消防施設見学など受講団体が、消防署へ来庁することでしか実施ができないものについては、この限りではない。

５　エクスペリエンスの実習期間は、原則として土日、祝祭日を除いた平日（土曜日、祝祭日の当直実習明けを除く。）で、実習を行う者（以下「実習生」という。）１人あたり５日以内とし、イノベーションの申込をする代表者（以下「申込者」とする。）と協議のうえ決定する。

６　実習生が実習を行う時間は、原則として次のいずれかの時間とする。但し、実習内容等により実習を担当する所属長が必要と認める場合は、この限りではない。

（1）日勤実習　午前８時３０分から午後５時００分まで。（消費１日）

（2）当直実習　午前８時３０分から翌午前８時３０分まで。（消費２日）

(申込み)

第７条　イノベーションを受講しようとする団体等の申込者は、原則として受講を希望する日の３０日前までに消防オープンイノベーション申込書([様式第１号](https://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView))を四街道市消防長（以下「消防長」という。）に提出するものとする。

２　エクスペリエンスにおける実習を希望する者が在籍する大学等の申込者、又は本人は、エクスペリエンス・ラーニング受入申請書（様式第２号）を消防長に提出しなければならない。

３　受入手続きの窓口は各担当課とし、受入期間については相互に日程調整したうえで決定する。

(決定)

第８条　消防長は、[前条](https://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の申込みがあったときは、内容、日時等を検討の上、実施の可否を決定し、消防オープンイノベーション実施可否決定通知書([様式第３号](https://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView))により申込者に通知するものとする。

２　消防長は、[前項](https://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の実施の決定をする場合において、必要と認めたときは、条件を付することができる。

(受講の制限)

第９条　消防長は、[次の各号](https://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)のいずれかに該当すると認めるときは、講座を実施しない。

(1)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。

(2)　政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。

(3)　専ら批判や苦情処理、個別相談等を目的とした集会等であるとき。

(4)　その他本事業の目的に反し、その受講が適当でないとき。

２　[前項](https://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定は、実施決定後においても適用するものとし、当該決定を取り消し、又は既に講座を実施しているときは、これを中止することができるものとする。

(実施の変更等)

第10条　[第８条](https://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定によりイノベーション実施の決定を受けたものは、開催日時、場所その他申込み事項を変更しようとするとき、又はイノベーションの受講を取り消そうとするときは、直ちに消防長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

２　消防長は、不測の事態により、講師の派遣が困難となったときは、[第８条](https://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による実施の決定を変更し、又は取り消すことができる。

３　消防長は、災害出動等により、講師の派遣若しくはイノベーションに対応することが困難となったときは、申込者へ連絡をするよう努める。

(費用等)

第11条　講師の派遣費用は、無料とする。ただし、実習等に使用する材料等については、その実費を申込者が負担するものとする。

２　エクスペリエンスの実習生に対して報酬、交通費その他実習に伴う経費の負担は行わない。

(結果報告)

第12条　講師を務めた職員は、終了後速やかに消防オープンイノベーション受付簿（別表１）に入力し、毎年度末に実績を所属長へ報告しなければならない。

（誓約書等）

第13条　実習生は、事前に誓約書（様式第４号）を消防長に提出しなければならない。

２　大学等の申込者は、実習生に対しこの誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。

（服務等）

第14条　実習生は、大学等に在籍する又は在籍していた身分を保有し、消防本部は実習生に対して、消防職員としての身分を付与しない。

２　実習生は、実習期間において所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

３　実習生は、実習期間において、消防職員が遵守すべき法令及び条例等、実習を担当する所属長及び実習生の指導監督等を担当する職員の指示に従わなければならない。

４　実習生は、消防本部の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

５　実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ消防本部にその旨を連絡しなければならない。但し、やむを得ない場合には事後速やかにその旨を連絡するものとする。

（守秘義務）

第15条　実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

（実習の中止）

第16条　消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

（1）実習生が第14条から第15条に規定する服務、守秘義務に従わないとき。

（2）実習の目的を達成することが困難であると認められるとき、その他実習を継続することが困難であるとき。

２　消防長は、前項の規定により実習を中止する場合はその旨を大学等の代表者に通知するものとする。

（事故等の対応）

第17条　消防長は、実習中の事故に対する責任を負わないものとし、申込者又は実習生は、実習中の事故に関しては自らの責任において対応しなければならない。

２　実習生が、故意または過失により消防本部に損害を与えたときは、申込者又は実習生は、消防本部に対しその損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第18条　この要綱に定めるもののほか当該実習に関し問題が生じた場合は、その都度申込者と協議するものとする。

２　申込に際し、実習実施状況の写真等を報道機関や広報誌、又は本市のホームページやSNS等へ掲載する旨を承諾するものとする。

(庶務)

第19条　イノベーションの総括事務は、消防本部総務課において処理する。

２　イノベーションの受講申込みの受付、実施の可否決定及び講師派遣に係る事務は、当該イノベーションの担当課等において処理する。

附則

　この要綱は令和７年４月１日から施行する。